

# 登戸排水樋管 操作規則

## 目次

- 第一章 総則（第一条－第三条）
- 第二章 警戒体制（第四条－第六条）
- 第三章 樋管の操作方法等（第七条－第十条）
- 第四章 雜則（第十二条－第十五条）
- 附則

## 第一章 総則

（規則の趣旨）

### 第一条

登戸排水樋管（以下「樋管」という。）の操作については、この操作規則の定めるところによる。

（操作の目的）

### 第二条

樋管の操作は、多摩川の洪水による樋管への逆流を防止し、逆流による災害から流域住民の生命や財産を防御することを目的とする。

（用語の定義）

### 第三条

この操作規則において「機側操作」とは、樋管に設置した操作盤において、河川や背後地の状況等を目視で確認しながら行う操作をいい、「遠隔操作」とは登戸ポンプ場内の監視室において、水位計のデータ等を確認しながら行う操作をいう。

## 第二章 警戒体制

（警戒体制の実施）

### 第四条

等々力水処理センター所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、警戒体制に入るものとする。

- (1) 多摩川の石原水位観測所での水位（以下、「石原水位」という。）が水防団待機水位 A.P. +31.42m（零点高から 4.0m）に達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) 川崎市に洪水警報が発表されたとき。

（警戒体制における措置）

### 第五条

所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋管を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋管を操作するために必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含

む。) 及び整備を行うこと。

- (3) 樋管の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) 第七条第1項の操作を行っている場合において、堤防、背後地の状況、水防活動の状況等(以下、「現場状況」という。)も踏まえて総合的に勘案し、以下のいずれかの状況において、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている要員(以下、「機側操作員」という。)に退避を指示すること。
- ・ 登戸排水樋管の水位(以下、「登戸水位」という。)が退避判断水位( $=H.W.L.$ ) A.P. +23.65m (K.S.P. +32.51m)に到達したとき
  - ・ 現場状況から危険を察知した機側操作員から退避を求められたとき
- (5) 機側操作員等は、操作を安全に行えないと自ら判断した場合には、所長の指示以前に退避できるものとし、退避後速やかに退避場所及び退避時の操作状況などの報告を所長にすること。
- (6) その他樋管の管理上必要な措置

(警戒体制の解除)

## 第六条

所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

## 第三章 樋管の操作方法等

(洪水時の操作方法)

## 第七条

所長は、石原水位が水防団待機水位 A.P. +31.42m(零点高から 4.0m)以上を記録し、登戸水位が退避判断水位( $=H.W.L.$ ) A.P. +23.65m (K.S.P. +32.51m)以下であるときは、次の各号及び別に定める細則により、樋管を操作するものとする。

- (1) ポンプ場における不具合により、樋管から逆流が始まったときは、樋管のゲートを全閉とする。
- (2) 樋管のゲートを全閉にしている場合において、ポンプ場における不具合が解消されたときは、これを全開とする。
- 2 前項の場合においては、樋管の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようするものとする。

(操作の方法の特例)

## 第八条

所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要的限度において、前条に規定する方法以外の方法により樋管を操作することができるものとする。

(通知)

## 第九条

所長は、樋管を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

(操作等に関する記録)

#### 第十条

所長は、樋管を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称及び開度
- (4) 操作の際又は操作しない際に行った通知及び周知の状況
- (5) 第八条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

### 第四章 雜則

(点検その他の維持)

#### 第十二条

所長は、樋管及び樋管を操作するための機械、器具等については、細則で定めるところにより点検その他の維持を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

#### 第十三条

所長は、石原水位、登戸水位、その他樋管を操作するため必要な事項は、細則で定めるところにより観測するものとする。

(訓練)

#### 第十四条

樋管の操作の机上又は実地における訓練を、年1回以上行うものとする。

- 2 前項の訓練は、現場で操作する者が参加したものでなければならない。
- 3 第1項に規定する訓練により、洪水による樋管への逆流の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、操作規則を変更するものとする。

(記録の作成と保存)

#### 第十五条

所長は、樋管の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

(細則)

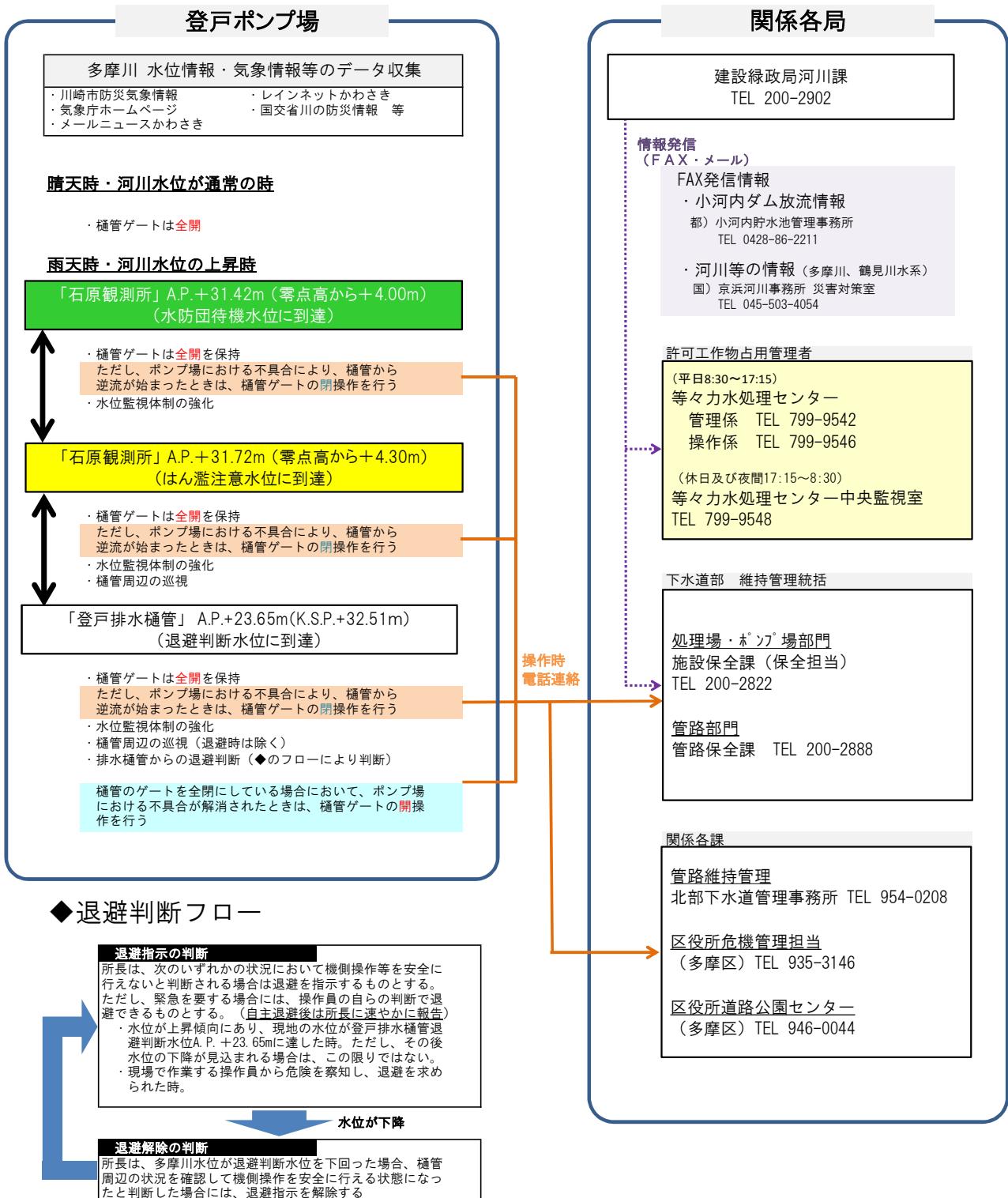
#### 第十五条

本操作規則に定めるもののほか、本操作規則の実施のため必要な事項は、細則で定める。

#### 附則

本操作規則は、令和4年8月1日から施行する。

## 登戸排水樋管 ゲート操作手順



※1 ゲート操作は、センターや所長の判断指示により行うこと。  
※2 河川管理者からゲート操作の指示があった場合は、その指示により操作を行う。